

通所介護重要事項説明書(健幸くらぶ万智)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 指定通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 三友会
代表者氏名	理事長 石川 智信
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	宮崎県宮崎市神宮西1丁目49番地1 (電話:0985-32-2234・ファックス番号:0985-83-2212)
法人設立年月日	1996年12月12日

2. 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	健幸くらぶ万智
介護保険指定 事業所番号	通所介護 4570107864
事業所所在地	宮崎県宮崎市和知川原3丁目17番地1
連絡先 相談担当者名	電話:0985-89-3800 ・ファックス番号:0985-89-3801 担当者:神毛 悠記
事業所の通常の 事業の実施地域	宮崎市内 ※実施地域以外でのご希望の方はご相談下さい。
利用定員	72名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	心もからだも健康で、幸せを実感できる暮らしを続けるために要支援・要介護状態となったご利用者に対し、運動機能の向上や必要なサポートを行う事により、精神的・身体的機能の維持・改善を図る。また、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るように機能訓練等を行い日常生活の向上を目指すとともに、社会活動等への参加を積極的に支援していきながら、病気やからだの不自由があっても夢と生きがいを持ちながら笑顔で過ごせるように全力でサポートする。
運営の方針	利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。地域との結びつきを重視し、市町村、居宅支援事業所、他の居宅サービス事業所その他保健福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 (土日祝日および12月30日～1月3日までは休業日とする。)
営業時間	午前8時30分から午後17時30分までとする。

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から金曜日までとする。 (土日祝日および12月30日～1月3日までは休業日とする。ただし、5日以上の連休となる場合はこの限りではない。)
サービス提供時間	午前9時00分から午後17時00分までとする。

(5) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 神毛 悠記
-----	------------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ通所介護計画を交付します。 5 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。 	常勤 1名 (兼務)
生活相談員	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排泄、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 	1名以上 (兼務)
看護師・ 准看護師 (看護職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。 	1名以上 (兼務)
介護職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。 	8名以上 (兼務)
機能訓練 指導員	<ol style="list-style-type: none"> 1 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。 	1名以上 (兼務)
管理栄養士	<ol style="list-style-type: none"> 1 栄養改善サービスを行います。 	1名以上 (兼務)

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
通所介護計画の作成		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します 4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者の為の食形態変更、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
認知症予防		認知症の進行防止のために回想療法やその他脳活性化プログラムを行います。
相談・助言		利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為。(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり。
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受。
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為。(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

※介護保険料の滞納により保険給付制限の措置や負担割合の変更等がある場合もございますのでご注意ください。

※事業所規模による区分について、前年度の1月あたりの平均利用延人員数により算定すべき通所サービス費を区分します。

□【通常規模型】平均利用延人員数が750人以内の場合

サービス提供時間 要介護度	3時間以上4時間未満				
	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	370	3,700円	370円	740円	1,110円
要介護2	423	4,230円	423円	846円	1,269円
要介護3	479	4,790円	479円	958円	1,437円
要介護4	533	5,330円	533円	1,066円	1,599円
要介護5	588	5,880円	588円	1,176円	1,764円
	4時間以上5時間未満				
要介護1	388	3,880円	388円	776円	1,164円
要介護2	444	4,440円	444円	888円	1,332円
要介護3	502	5,020円	502円	1,004円	1,506円
要介護4	560	5,600円	560円	1,120円	1,680円
要介護5	617	6,170円	617円	1,234円	1,851円
	5時間以上6時間未満				
要介護1	570	5,700円	570円	1,140円	1,710円
要介護2	673	6,730円	673円	1,346円	2,019円
要介護3	777	7,770円	777円	1,554円	2,331円
要介護4	880	8,800円	880円	1,760円	2,640円
要介護5	984	9,840円	984円	1,968円	2,952円
	6時間以上7時間未満				
要介護1	584	5,840円	584円	1,168円	1,752円
要介護2	689	6,890円	689円	1,378円	2,067円
要介護3	796	7,960円	796円	1,592円	2,388円
要介護4	901	9,010円	901円	1,802円	2,703円
要介護5	1008	10,080円	1,008円	2,016円	3,024円
	7時間以上8時間未満				
要介護1	658	6,580円	658円	1,316円	1,974円
要介護2	777	7,770円	777円	1,554円	2,331円
要介護3	900	9,000円	900円	1,800円	2,700円
要介護4	1023	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
要介護5	1148	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円

	8時間以上9時間未満				
要介護1	669	6,690円	669円	1,338円	2,007円
要介護2	791	7,910円	791円	1,582円	2,373円
要介護3	915	9,150円	915円	1,830円	2,745円
要介護4	1041	10,410円	1,041円	2,082円	3,123円
要介護5	1168	11,680円	1,168円	2,336円	3,504円

□【大規模型通所介護費Ⅰ】平均利用延人員数が751人以上900人以内の場合

サービス 提供時間 要介護度	3時間以上4時間未満				
	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	358	3,580円	358円	716円	1,074円
要介護2	409	4,090円	409円	818円	1,227円
要介護3	462	4,620円	462円	924円	1,386円
要介護4	513	5,130円	513円	1,026円	1,539円
要介護5	568	5,680円	568円	1,136円	1,704円
	4時間以上5時間未満				
要介護1	376	3,760円	376円	752円	1,128円
要介護2	430	4,300円	430円	860円	1,290円
要介護3	486	4,860円	486円	972円	1,458円
要介護4	541	5,410円	541円	1,082円	1,623円
要介護5	597	5,970円	597円	1,194円	1,791円
	5時間以上6時間未満				
要介護1	544	5,440円	544円	1,088円	1,632円
要介護2	643	6,430円	643円	1,286円	1,929円
要介護3	743	7,430円	743円	1,486円	2,229円
要介護4	840	8,400円	840円	1,680円	2,520円
要介護5	940	9,400円	940円	1,880円	2,820円
	6時間以上7時間未満				
要介護1	564	5,640円	564円	1,128円	1,692円
要介護2	667	6,670円	667円	1,334円	2,001円
要介護3	770	7,700円	770円	1,540円	2,310円
要介護4	871	8,710円	871円	1,742円	2,613円
要介護5	974	9,740円	974円	1,948円	2,922円
	7時間以上8時間未満				
要介護1	629	6,290円	629円	1,258円	1,887円
要介護2	744	7,440円	744円	1,488円	2,232円
要介護3	861	8,610円	861円	1,722円	2,583円
要介護4	980	9,800円	980円	1,960円	2,940円
要介護5	1097	10,970円	1,097円	2,194円	3,291円
	8時間以上9時間未満				
要介護1	647	6,470円	647円	1,294円	1,941円
要介護2	765	7,650円	765円	1,530円	2,295円
要介護3	885	8,850円	885円	1,770円	2,655円
要介護4	1007	10,070円	1,007円	2,014円	3,021円
要介護5	1127	11,270円	1,127円	2,254円	3,381円

□【大規模型通所介護費Ⅱ】平均利用延人員数が900人を超える場合

サービス提供時間 要介護度	3時間以上4時間未満				
	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	345	3,450円	345円	690円	1,035円
要介護2	395	3,950円	395円	790円	1,185円
要介護3	446	4,460円	446円	892円	1,338円
要介護4	495	4,950円	495円	990円	1,485円
要介護5	549	5,490円	549円	1,098円	1,647円
	4時間以上5時間未満				
要介護1	362	3,620円	362円	724円	1,086円
要介護2	414	4,140円	414円	828円	1,242円
要介護3	468	4,680円	468円	936円	1,404円
要介護4	521	5,210円	521円	1,042円	1,563円
要介護5	575	5,750円	575円	1,150円	1,725円
	5時間以上6時間未満				
要介護1	525	5,250円	525円	1,050円	1,575円
要介護2	620	6,200円	620円	1,240円	1,860円
要介護3	715	7,150円	715円	1,430円	2,145円
要介護4	812	8,120円	812円	1,624円	2,436円
要介護5	907	9,070円	907円	1,814円	2,721円
	6時間以上7時間未満				
要介護1	543	5,430円	543円	1,086円	1,629円
要介護2	641	6,410円	641円	1,282円	1,923円
要介護3	740	7,400円	740円	1,480円	2,220円
要介護4	839	8,390円	839円	1,678円	2,517円
要介護5	939	9,390円	939円	1,878円	2,817円
	7時間以上8時間未満				
要介護1	607	6,070円	607円	1,214円	1,821円
要介護2	716	7,160円	716円	1,432円	2,148円
要介護3	830	8,300円	830円	1,660円	2,490円
要介護4	946	9,460円	946円	1,892円	2,838円
要介護5	1059	10,590円	1,059円	2,118円	3,177円
	8時間以上9時間未満				
要介護1	623	6,230円	623円	1,246円	1,869円
要介護2	737	7,370円	737円	1,474円	2,211円
要介護3	852	8,520円	852円	1,704円	2,556円
要介護4	970	9,700円	970円	1,940円	2,910円
要介護5	1086	10,860円	1,086円	2,172円	3,258円

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしませんが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに通所介護計画の見直しを行います。

※ 9 時間以上のサービス提供を行う場合で、その提供の前後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合は、延長加算として下記利用料が追加されます。

サービス提供時間 要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
9 時間以上 10 時間未満					
要介護 1~5	50	500 円	50 円	100 円	150 円
10 時間以上 11 時間未満					
要介護 1~5	100	1,000 円	100 円	200 円	300 円
11 時間以上 12 時間未満					
要介護 1~5	150	1,500 円	150 円	300 円	450 円
12 時間以上 13 時間未満					
要介護 1~5	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円
13 時間以上 14 時間未満					
要介護 1~5	250	2,500 円	250 円	500 円	750 円
14 時間以上					
要介護 1~5	1 時間あたり 1,050 円 (端数は 30 分以上切り上げ、30 分未満切り捨て)				

- ※ 利用者に対し、居宅と当事業所との間の送迎を行わない場合（ご家族が送迎される場合等）は、片道につき 470 円（利用者負担:1 割 47 円、2 割 94 円、3 割 141 円）減額されます。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の 99/100 となります。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の 99/100 となります。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
入浴介助加算(Ⅰ)	40	400 円	40 円	80 円	120 円	1 日につき
入浴介助加算(Ⅱ)	55	550 円	55 円	110 円	165 円	1 日につき
中重度者ケア体制加算	45	450 円	45 円	90 円	135 円	1 日につき
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,000 円	100 円	200 円	300 円	1 月につき(原則 3 月に 1 回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円	1 月につき (個別機能訓練加算算定の場合は(Ⅰ)ではなく(Ⅱ)を算定。この場合の(Ⅱ)は 100 単位)
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56	560 円	56 円	112 円	168 円	機能訓練を実施した日数

個別機能訓練加算(Ⅰ)口	76	760円	76円	152円	228円	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	200円	20円	40円	60円	1月につき
ADL維持等加算(Ⅰ)	30	300円	30円	60円	90円	1月につき
ADL維持等加算(Ⅱ)	60	600円	60円	120円	180円	1月につき
若年性認知症利用者受入加算	60	600円	60円	120円	180円	1日につき
栄養アセスメント加算	50	500円	50円	100円	150円	1月につき
栄養改善加算	200	2,000円	200円	400円	600円	3月以内の期間に限り 1月に2回を限度
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	200円	20円	40円	60円	1回につき
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5	50円	5円	10円	15円	
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	1,500円	150円	300円	450円	3月以内の期間に限り
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	1,600円	160円	320円	480円	1月に2回を限度
科学的介護推進体制加算	40	400円	40円	80円	120円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	220円	22円	44円	66円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	180円	18円	36円	54円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	60円	6円	12円	18円	
介護職員等処遇改善加(Ⅰ)	所定単位数の9.2%	左記の単位数	左記の1割	左記の2割	左記の3割	・1月につき ・〔※所定単位数〕 基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数

4. その他の費用について

送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。10km未満：500円(片道) 10km以上：1000円(片道)
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、特に徴収していませんが、利用の日に休む場合には出来るだけ前日までに(遅くとも当日の朝9時まで)ご連絡頂きます様お願い致します。
食事代(食材料費・調理コスト費)	<p>昼食：650円(保険適応外)当日朝9時までキャンセル可能。 夕食：650円(保険適応外)前日のお昼12時までキャンセル可能。 朝食：450円(保険適応外)当日の朝8時30分までキャンセル可能。</p> <p>※上記のキャンセル可能時間を超えた場合には該当費用を請求させていただきます。</p>
作業代として	個人で利用される日常生活用品やレクリエーション等にかかる費用等は実費負担となります。

5. 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
--	---

<p>② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の 支払い方法等</p>	<p>ア 毎月 15 日頃までに当月分のご請求をさせていただきますので、月末までにお支払いただきますようお願いいたします。なお、できる限り口座振替でのお支払いにご協力をお願いいたします。</p> <p>① 利用者指定口座からの自動振替 ※毎月 27 日(休業日の場合は翌営業日)に口座振替いたします。</p> <p>② 窓口での現金支払い</p> <p>③ 事業者指定口座への振り込み</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>
--	---

6. サービスの提供にあたって

(1) サービスの利用開始

(ア) まずは、お電話等でお申し込みください。当施設職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(イ) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせ下さい。

(2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご利用者様が介護保険施設に入所した場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ・ ご利用者様がお亡くなりになった場合。

④ その他

- ・ 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます

※ ご利用者様がサービス利用料金のお支払いを 2 カ月以上滞納し、催促後も 5 日以内にお支払いいただけない場合、または正当な理由なくサービスの中止を繰り返される場合、ご利用者様が入院や病気により 3 カ月以上サービスの利用が困難な状態にあることが明らかに

なった場合、あるいはご利用者様またはご家族等が当事業所や職員に対して著しく不適切な行為を行い、契約の継続が困難と判断される場合には、文書にて通知の上、契約を終了させていただくことがございます。

また、契約終了後も未払い分の料金につきましては、引き続きお支払いいただく必要がございますので、あらかじめご了承ください。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	医療法人社団 三友会 本部 野崎 隆司
-------------	---------------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

(2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約
--------------------------	--

	<p>が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【主治医】	医療機関名
	氏名
	電話番号

11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 心身の状況の把握

指定通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13. 居宅介護支援事業者等との連携

① 指定通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

14. 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。災害対策に関する担当者（防火管理者）：（管理者・神毛 悠記）
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回以上必要に応じて）

15. 衛生管理等

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備しています。
 - ・従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為に研修及び訓練を定期的実施します。

16. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 健幸くらぶ万智 担当：神毛 悠記	所在地 宮崎県宮崎市祇園2丁目37番地1 電話番号 0985-89-3800 ファックス番号 0985-89-3801 受付時間 8：30～17：30（土日祝は休み）
【市町村（保険者）の窓口】 宮崎市役所 介護保険課	所在地 宮崎県宮崎市橘通西1丁目1-1 電話番号 0985-21-1777 受付時間 8：30～17：15（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 宮崎県国民健康保険団体連合会	所在地 宮崎県宮崎市下原町231番地1 電話番号 0985-25-4901 受付時間 8：30～17：15（土日祝は休み）